

京都大学情報環境機構スーパーコンピュータシステム運用委員会内規

平成17年4月12日 運営委員会決定

[平成23年3月28日の京都大学情報環境機構規程の一部改正
(平成23年4月1日施行)により制定権者を機構長に移行]

第1条 この内規は、情報環境機構運営委員会規程第10条第2項の規定に基づき、運営委員会に置くスーパーコンピュータシステム運用委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

第2条 委員会は、情報環境機構（以下「機構」という。）におけるスーパーコンピュータのシステム及びサービスに係る以下の事項について、連絡、調整及び協議する。

- (1) スーパーコンピュータシステムの負担金に関する事項
- (2) スーパーコンピュータシステムの運用及び管理並びにサービスの内容に関する事項
- (3) スーパーコンピュータシステムの利用に係る広報に関する事項
- (4) スーパーコンピュータシステムに関する技術的事項

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 機構及び学術情報メディアセンター（以下「センター」という。）の教職員 若干名
- (2) 京都大学における関係部局の教員 若干名
- (3) 情報推進課長及び情報基盤課長
- (4) 情報部の職員のうち情報環境機構長（以下「機構長」という。）が指名したもの 若干名

2 前項第1号、第2号及び第4号の委員は、機構長が委嘱する。

3 第1項第1号、第2号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員のうちから、機構長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集して議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

第5条 委員会に関する事務は、情報部において処理する。

第6条 委員会に、コンピューティング事業委員会（以下「事業委員会」という。）を置き、委員会は事業委員会にスーパーコンピュータのサービスに関する事業の企画、立案及び実施に関する業務を付託する。

2 事業委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 情報部職員のうち、あらかじめ委員長が指名した事業委員会委員長
- (2) 情報部の関係職員 若干名
- (3) 機構及びセンターの関係教職員 若干名
- (4) その他議長が必要と認めた者 若干名

第7条 事業委員会委員長は同委員会を招集する。

2 事業委員会委員長に事故があるときは、あらかじめ事業委員会委員長の指名した委員がその職務を代行する。

3 事業委員会に関する事務は、情報部において処理する。

第8条 この内規に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この内規は、平成17年4月12日から施行する。

附 則
この内規は、平成17年5月10日から施行する。

附 則
この内規は、平成18年2月22日から施行する。

附 則
この内規は、平成20年9月9日から施行する。

附 則
この内規は、平成23年5月10日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則
この内規は、平成23年6月14日から施行する。

附 則
この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
この内規は、令和3年4月1日から施行する。